

消防車両（小型動力ポンプ積載車）売却に係る  
条件付一般競争入札実施要項

（入札説明書）

福島県 平田村 総務課

消防車両（小型動力ポンプ積載車）売却に係る条件付一般競争入札の流れ

○入札の公告

【令和7年9月29日（月）】



○入札説明書配布開始 ⇒ 配布場所

【令和7年9月29日（月）】 平田村ホームページ上



○入札参加申込受付期間及び売却物件の公開

【令和7年9月29日（月）～令和7年10月17日（金）】※土日祝日除く



○入札参加資格認定通知書日

【令和7年10月27日（月）】



○入札書作成発送日

【令和7年11月5日（水）】※令和7年11月12日（水）必着



○開札、落札者決定

【令和7年11月18日（火）】



○契約締結

【令和7年11月19日（水）】



○売買代金の納入

【村が指定する期日までに納入】



○所有権移転及び車両引渡し※平田村役場駐車場

【売買代金納入後、令和8年1月30日（金）までに引渡し】※土日祝日除く



○引き取り車両の報告

【車両引渡し後、以下の期間内に報告】

- ・解体処分する場合…車両引渡し後、60日以内に報告

抹消登録の分かる書類及び解体処分報告書（任意形式）、解体状況が確認できる画像データ等を提出

- ・解体しない場合（再利用）…車両引渡し後、14日以内に報告

一時抹消登録の分かる書類、消防章・赤色警光灯・サイレンアンプ等の撤去、ボディー文字・マーク等の消去を確認できる画像データ等を提出

## 消防車両（小型動力ポンプ積載車）売却に係る条件付一般競争入札実施要項

### 1 入札件名 消防車両（小型動力ポンプ積載車）売却事業

### 2 入札に付する物件

別紙 消防車両（小型動力ポンプ積載車）仕様書のとおり

### 3 売却条件等

- (1) 入札への参加は、物件 1 を購入希望する場合に限る。
- (2) 売却代金は、入札書に記載された金額に消費税相当額とリサイクル預託金相当額が加算された金額となる。（リサイクル料金は預託済）
- (3) 車両は保管場所から現状渡しとなる。
- (4) 車両の引き取り及び登録又は、解体処分・輸送等に係る費用については、全て落札者の負担となる。
- (5) 車両の引渡しは、付属品も合わせた引渡しとなるため、入札物件の公開において確認すること。
- (6) 引渡し後の不備や故障等を発見しても村は一切責任を負わない。

### 4 入札物件の公開

次のとおり公開する。

- (1) 公開日時：令和 7 年 9 月 29 日（月）から令和 7 年 10 月 17 日（金）まで  
※土日祝日除く
- (2) 公開場所：平田村役場 駐車場

### 5 入札に付する事項

- (1) 入札番号 物件 1 7 年度第 0 0 0 1 号
- (2) 入札件名 消防車両（小型動力ポンプ積載車）売却事業
- (3) 履行場所 平田村大字永田字切田 116
- (4) 引渡期限 令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

### 6 入札参加資格

入札参加者の資格は、次の条件に該当しない法人又は個人とする。

- (1) 売買契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人、未成年者（契約締結のために法定代理人から必要な同意を得ている者を除く）又は被青年後見人）及び破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3

2条第1項各号のいずれかに該当する者

(3) 村税等の滞納がない者

(4) その他村長が不相当と認めた者

## 7 入札参加資格等の確認

(1) 入札参加希望者は、入札参加資格を有することを証するため各種書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、受付期間中に申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(2) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

イ アの申請書に示す添付書類

(3) 受付期間

公告した日から令和7年10月17日（金）まで

午前8時30分から午後5時00分まで（ただし、土・日曜及び祝祭日除く。）

(4) 提出先

〒963-8292 福島県石川郡平田村大字永田字切田116番地

平田村役場 総務課 財政係 入札担当

(5) 提出方法

郵送又は持参とする。

郵送の場合、受付期間内（10月17日（金）午後5時00分）必着とする。

(6) 提出部数

各1部

(7) 条件付一般競争入札参加資格認定通知書の送付

令和7年10月27日（月）※郵送により通知する。

## 8 入札の方法等

(1) 入札日時及び場所

本件入札は、令和7年11月18日（火）

(2) 入札時に必要な書類等

ア 入札書（第3号様式）

イ 委任状（第4号様式）※代理人が入札する場合

(3) 入札の方法

ア 本件入札は、条件付一般競争入札により行う

イ (2)に掲げる書類等を郵送すること。入札書は、11月12日（水）までに必着すること。

#### (4) 入札額の記入

入札書に記載する入札金額は、消費税にかかる課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、リサイクル預託金相当額を除いて見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

### 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 指定の日時までに入札書が提示されないとき
- (3) 委任状・入札書への記名押印を欠くとき
- (4) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (5) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札を行ったとき
- (6) 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき
- (7) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき
- (8) 代理人が委任状を持参しないとき
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

### 10 落札者

- (1) 平田村財務規則第 116 条の規定に基づき作成された予定価格以上で最高の入札書記載金額を提示し、有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合、地方自治法施行令第 167 条の 9 の規定により、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 入札者がいないとき、又は入札を執行しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規程により、最高価格で入札した者から見積書の提出を求め、随意契約に移行することができる。

### 11 入札保証金及び契約保証金

落札者したものは、入札額に 100 分の 10 を加算した額全てを現金で村が指定する期日までに指定する金融機関に一括納入する場合に限り、免除する。

### 12 契約

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書等の作成等  
ア 平田村財務規則第 92 条に基づき契約書を作成する。

イ 契約の締結は、落札決定通知を受けてから速やかに行うこと。

ウ 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

エ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。また、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 700 万円以上の不動産若しくは不動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)とするため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した、仮契約書により仮契約を締結するものとする。ただし、可決されなかった場合は、落札者にこのことによる損害を生じた場合において、発注者は一切その賠償の責めに応じないものとする。

(3) 契約事項は、契約書及び平田村財務規則による。

#### 1 3 売買代金の納入

売買代金は、村が発行する納付書をもって、村が指定する期日までに指定する金融機関に現金で全額一括納入し、納付書の領収部分の写しを平田村役場総務課財政係まで提出すること。

#### 1 4 落札物件の引渡し

- (1) 落札物件は、契約代金が納付されたことを村が確認した後、村が指定する期日までに引き取ること。なお、当該車両の鍵はその際に引渡す。
- (2) 落札物件は現状引渡しで、引渡し後不備や故障等の発見、不測の事故等が発生しても、村は一切責任を負わない。なお、保管場所からの車両の搬出は、落札者の責任と負担で実施すること。
- (3) 落札物件の引き取りの際には、その予定日時を事前に平田村役場総務課財政係まで連絡すること。

#### 1 5 引渡し後の手続き

##### (1) 車両を解体処分する場合

契約者は、その責任において契約物件の解体処分を行うこと。なお、抹消登録等の分かる書類及び解体処分報告書(任意様式)に、解体状況が確認できる写真を添付し、引渡しの日から 60 日以内に平田村役場総務課財政係まで提出すること。

##### (2) 車両を再登録等(再利用)する場合

ア 契約者は一時抹消登録等の手続きを行い、手続き完了を証する書類を物件引渡

後 14 日以内に平田村役場総務課財政係に提出すること。

イ 契約者は、消防章・赤色蛍光灯・回転灯・サイレンアップ等の撤去、ボディー文字・マーク等の消去を行い、確認できる書類を 14 日以内に平田村役場財政係に提出すること。

## 1 6 質問に関する事項

### (1) 質問の提出方法

仕様書等の記載内容に質問がある場合は、質問書（第 5 号様式）に記載し、FAX にて送付すること。平田村役場総務課 FAX：0247-55-3199

### (2) 質問受付期間

公告した日から令和 7 年 10 月 14 日（火）午後 5 時 00 分

### (3) 質問への回答

回答については、令和 7 年 10 月 17 日（金）まで（ただし、質問内容が複雑であるときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。）に、平田村役場のホームページにおいて公開する。なお、事業者名の公開は行わない。

## 1 7 その他

- (1) 入札に必要な書類及び提出に要する費用は、各事業者の負担とする。
- (2) この入札説明書の交付を受けた者は、村から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件業務手続き以外の目的に供してはならない。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (4) 入札から落札者の決定までに入札者が入札参加資格に掲げる要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とはしない。
- (5) 入札説明書及び各書式等は平田村役場のホームページからダウンロードすることができる。

### 【問合せ先】

平田村役場 総務課 財政係 入札担当

電話：0247-55-3111／FAX：0247-55-3199

平田村役場ホームページ：<https://www.vill.hirata.fukushima.jp/>

別紙

消防車両（小型動力ポンプ積載車）仕様書

【物件 1】 消防車（小型動力ポンプ積載車） 7 年度第 0 0 0 1 号  
仕様内訳

|                 |                                |
|-----------------|--------------------------------|
| 自動車登録番号         | いわき 8 8 さ 5 9 5 2              |
| 初年度登録年月日        | 平成 1 0 年 2 月                   |
| 自動車の種別/用途       | 普通                             |
| 車名              | いすゞ                            |
| 車体の形状           | 消防車                            |
| 車台番号            | N H S 6 9 E 7 4 0 9 2 1 5      |
| 燃料の種類           | 軽油                             |
| 総排気量            | 3 . 0 5 L                      |
| 型式/原動機の型式       | K K - N H S 6 9 E A / 4 J G 2  |
| 乗車定員            | 1 0 人                          |
| 車両重量/車両総重量      | 2 5 5 0 kg / 3 1 0 0 kg        |
| 車体の大きさ（長さ/幅/高さ） | 4 9 5 cm / 1 6 9 cm / 2 2 8 cm |
| 駆動方式            | 4 W D                          |
| 走行距離            | 1 1 , 3 9 5 km                 |
| 車検の有無           | 有（令和 8 年 3 月 7 日まで）            |
| 変速装置            | M T （マニュアルトランスミッション）           |
| ハンドル            | 右ハンドル                          |
| N O x ・ P M 法   | 不適合                            |
| リサイクル料          | 別途村へ相当額を支払うこととする               |

※小型ポンプ及び附属備品等については、対象外



【物件 1】

